

指導検査の結果について

平成 29 年 10 月 27 日に実施されたわかたけかなえ保育園の指導検査について、東京都福祉保健局指導監査部指導第二課保育施設検査担当より平成 30 年 1 月 4 日付で「平成 29 年 10 月 6 日付 29 福保指二第 106 号により実施した指導検査においては、文書により指摘する事項は認められませんでした」との通知を受けました。

通知の内容は、法令その他に違反する項目がなかったと判断されたことと同義となりますが、検査当日に口頭により指導・助言を受けた事項があります。その内容は、通知に添付されました実地検査指導事項票の「助言事項」に記載されています。

以下、実地検査指導事項票に記載された文言を以下に転記し、それぞれに対する当園の見解及び対応を列記します。

【運営管理】

○ 自主点検チェックリストの導入をご検討ください。

⇒ 園舎内の施錠、消灯、火元確認など日々の退勤時におけるチェックリストのことでしたが、案内所や給食室など部署単位で行うことも多く、チェックリストだらけになりますと結果として「惰性」を招いてしまうことを懸念しています。助言を受けて、ヒューマンエラーを軽減するために「退勤時の業務一覧表」を作成して、退勤時に目に留まりやすい位置に掲示するようにしました。

【保育内容】

○ 給食会議録について、独立した会議録として整備願いたい。

⇒ 給食会議の内容は職員会議で報告されることになっているため、職員会議録で構わないと考えているところがありましたが、クラス会議や行事担当者会議などと同様に独立した会議録を作成することにしました。

○ 調理室衛生管理点検票について、点検項目をあらためて検討し独立した点検表を整備願いたい。

⇒ ルーティーンに組み込まれている作業にチェックリストは不要であると考えていますが、点検項目については給食室担当者が再検討しています。

○ 午睡時の対応について、1 歳 4 ヶ月以上の児童のうつ伏せ寝の体位変換は、ひとりひとりの児童の個別性、特性に配慮するなど、安全性に十分留意し対応願いたい。

⇒ 睡眠時に気道の確保に支障が生じる恐れがある姿勢については、年齢に限らず、うつ伏せ寝に限らず、体位変換が必要であると考えています。

○ 長時間保育（延長保育）について、計画等（年間指導計画等）に位置づけ実施願いたい。

⇒ 保育所保育指針において「長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること」とされていますが、長時間保育＝延長保育ではないと考えます。当園では保育短時間（8:45～16:45）を超える場合は長時間と考えていますので、年間指導計画自体が長時間保育をベースにたてたものとなっています。

○ 散歩記録について、出発時及び帰園時等の人数確認記録について検討願いたい。

⇒ 人数確認は随時の作業であり、「出発時」「帰園時」と限定してしまうことで相対的に意識が薄まってしまうことを懸念しています。

【会計経理】

○ 個人のポイントカードの使用が見受けられました。個人のカードの使用は控え、園共有のカードを作成するなど検討してください。

⇒ 園共有のカードは従前から所持しています。個人のポイントカードの使用が見られたのは、職員が退勤後または休日に購入した物品について、後日費用を精算した際に生じたものについてです。以後、業務用の物品購入については職員個人のポイントカードやクレジットカードを使用しないこととしました。

○ 職員の互助会と公費の証憑書類（レシート等）は分けて管理してください。

⇒ 公費の流用等ではなく、証憑類の保管方法についての助言です。早々に改善しました。

平成 30 年 1 月 19 日

わかたけかなえ保育園

園長 山本 慎介